

日本栄養大学研究紀要投稿規程

I. 投稿についての注意

1. 本規程は日本栄養大学研究紀要(英語名: Research Bulletin of Japan Nutrition University, Res Bull Jap Nutr Univ)の投稿に関する事項を定めることを目的とする。
2. 日本栄養大学研究紀要に掲載する論文を投稿できるのは原則として香川栄養学園の教職員および日本栄養大学栄養科学研究所の客員所員ならびに研究員とする。ただし、香川栄養学園の教職員との連名であれば、次の者による投稿を認める。
 - ア) 香川栄養学園に在籍している学生・生徒・研究生
 - イ) 香川栄養学園の卒業生・大学院修了者
 - ウ) 香川栄養学園を退職した教職員
 - エ) 外部機関に所属する共同研究者
 - オ) 編集委員会が認めた者

2. 著作権

掲載された論文の著作権は香川栄養学園に帰属する。本年報への掲載が決定した論文に対して、全ての執筆者は別紙1へ署名することで著作権の譲渡ならびに日本栄養大学機関リポジトリを通じたネット上の論文の掲載について承諾することとする。なお著作権とは別に、掲載された論文の内容に対する責任は論文の著者に帰属するものとする。

3. 論文の種類

論文の種類は原則として総説、報文、ノートおよび資料の4種類とする。

総説: ある主題に関し、調査論文を総括、解説したもの。

報文: 独創的な研究で、それ自身独立して価値ある結論あるいは事実を含むもの。

ノート: 限られた部分の発見や、新しい実験方法等、報文としてまとまらないものであっても、報告する価値のあるもの。

資料: 研究・調査上の成果で記録にとどめる価値のあるもの。

- ① 総説は原則として編集委員会で依頼するものとする。
 - ② 総説以外の報文・ノート・資料については投稿者が指定するものとする。
- なお、編集委員会と投稿者との協議により、論文の種類が投稿時に希望したものから変更されることがある。
- ③ 他誌に掲載された論文の再掲は不可とする。
 - ④ 原稿は和文または英語で準備されたもののみとする。

4. 原稿の長さ:

報文・資料: 自然科学系に属する場合は、図表を含め刷り上り6ページ以内(A4判600字詰原稿用紙20枚)、人文社会科学系に属する場合は8ページ以内(A4判600字詰原稿用紙25枚)とする。

ノート: 自然科学系に属する場合は、図表を含め刷り上り4ページ以内(A4判600字詰原稿用紙12枚)、人文社会科学系に属する場合は5ページ以内(A4判600字詰原稿用紙18枚)とする。ただし超過分につき実費を負担する場合はこの限りでない。

5. 原稿は Microsoft Word など PC のワードプロセッサーソフトを用い, A4 判, 600 字詰(フォントサイズ 12 ポイント, 30 字 × 20 行=600 字)の仕様とする。
6. アート紙, 色刷などの特別な印刷については, 実費を申し受ける。
7. 投稿原稿は, すべて編集委員会において査読を依頼し, 審査する。
8. 投稿原稿には表紙を付け, 題目, 英文題目, 日本語およびローマ字での著者名, 所属機関および研究室名とその英訳名, 連絡者の氏名およびその所属機関名, 研究室名と連絡先, 原稿枚数(本文()枚, 図()枚, 表()枚)及び図のトレース希望の有無を明記すること(別紙 2 を参考のこと)。連絡者氏名は学内教員に限り, 学内不在時にも連絡可能なものを記載すること。なお, 原稿本文中に表題, 著者名は記載しない。
9. 総説以外の論文には, 200 語程度の英文抄録(Abstract)と日本語訳をつけること。英文での論文の場合には, 抄録の和訳(A4 判 600 字詰原稿用紙 1 枚以内)を添えること。抄録ページには題目と英文題目を記載し, 抄録は「目的」, 「方法」などの区分を設けずに作成すること。
10. 論文は表紙に続いて英文抄録および日本語訳, 本文, 参考文献リスト, 表, 図, 写真の順に並べて提出すること。
11. 投稿にあたっては, ヒトを対象とした場合には, 世界医師会総会において承認されたヘルシンキ宣言(1964 年承認, 2024 年ヘルシンキ改訂)の精神に則り, 研究に関する倫理審査委員会等の承認を得ること。動物を対象とした場合には, 「実験動物の使用及び保管に関する基準」等に基づき, 実験動物に関する倫理審査委員会の承認を得るなど, 適切な倫理審査委員会で承認を得て, またどのような倫理的配慮を行ったかを明記すること。
12. 論文に関わった著者全員の利益相反の有無について原稿中に明記すること。利益相反には研究に関連のある商品の特許または企業の株式の所有権, 取締役会あるいは諮問委員会などの委員としての関与, また企業からの 100 万円以上の講演料やコンサルタント料などの受領といった, 著者の客観性に影響を与えるとみなされる可能性のある事項が含まれる。しかし, 利益相反の存在が掲載を妨げるものではない。利益相反が無い場合についてもこれを原稿中に明記すること。論文に関与した全ての著者の利益相反を取りまとめて明記するのは, 論文責任者の責務とする。
13. 原稿は PDF ファイルとして提出すること。原稿の執筆者の中に英語が母国語の者がおらず, 原稿が英文で準備された場合は, 投稿前に校閲機関による英文校閲を依頼し, その証明書を添付すること。なお, 英文校閲にかかる費用は投稿者の負担とする。提出の際には別紙 3 のチェックシートを添付すること。チェックシートが添付されていない, チェックシートの全ての項目がチェックされていない, あるいは投稿責任者の署名が無い場合は原稿を受理しない。
14. 別刷りは PDF ファイルとして提供する。

II. 執筆要領

1. 和文原稿は原則として常用漢字、現代かなづかいにより、簡潔明瞭に書くこと。和文原稿はA4用紙(縦)にフォントサイズ12ポイント、30字20行横書きで、字間、行間を十分とて印字する。図・表は原則としてWordに貼付し、A4用紙に作成する。なお、写真は鮮明なものとする。英文抄録はA4用紙(縦)に、上下左右2.5cm以上の余白を設け、Wordを用いてダブルスペースで1ページ20行以内(12ポイント・半角)で印字し、日本語訳を添付する。日本語訳の書式は和文原稿に従うこととする。
2. 英文原稿はA4用紙に上下左右2.5cm以上の余白を設け、Wordを用いてダブルスペースで1ページ20行以内(12ポイント・半角)とすること。原稿は投稿前にあらかじめ校閲機関に英文校閲を依頼し、その証明書を添付すること。和文抄録はA4用紙を用い、書式は和文原稿に従う。図・表は原則としてA4用紙に作成する。なお、写真は鮮明なものとする。
3. 原稿には全体を通してページ番号を入れ、原稿左端に行番号を入れる。
4. 論文形式:
総 説: 通常の学会誌と同様とし、特にその形式は問わない。
報文・ノート・資料: 原則として、「緒言(序文)」、「方法」、「結果」、「考察」、「要約(結語・まとめ)」、「利益相反」、「文献リスト」、「表」、「図」の項目分けにすることが望ましい。なお、研究に対する協力者や実施に際して助成を受けた研究費名等は「謝辞」に含め、「要約」の後に記載すること。
5. 人文社会科学系は所属学会の投稿規程に従うことが望ましい。
6. 論文は必要に応じてカタカナおよび欧字を交えても良いが、一般に通用している物質名、学術用語には欧字を用いないこと。イタリック体となる欧字の下には実線(____)を付け、ゴシック体にするものには波線(~~~~~)を付けるか、それぞれのフォントスタイルに予め変更しておくこと。
7. 句読点[。]「」〔〕等は1コマに書き、新しい行のはじめは1コマあけること。ハイフンは1コマの中に明瞭に書くこと。
8. 図および表はできるだけ少なく、原則として同一事項は図または表のいずれか一方にすること。
9. 図は著者の原図がそのまま使用できるようなものを提出すること。ただし、図のトレースを編集委員会に希望する場合は、その費用は投稿者負担とする。
10. 論文中の引用文献番号は片カッコを付けて上つきにすること。文献は論文の最後に通し番号順に列記するが、下記の例にしたがって記載する。なお、著者や編者が4名以上の場合には省略することができるが、第一著者、第一編者については必ず記載する。

学術雑誌

著者名、題名、雑誌名、巻数、最初と最後のページ、(出版年)の順に記載する。洋雑誌はISI Journal Abbreviation Index

(<http://library.caltech.edu/reference/abbreviations/>)に従って略記する。

- (1)青木菊磨:アミノ酸・ガラクトース代謝異常と追跡調査.日本小児科学会誌,105, 1185–1190(2001)
(2)Kagawa, Y., Yanagisawa, Y., Hasegawa, K. *et al.* : Single nucleotide polymorphisms of thrifty genes for energy metabolism: evolutionary origins and prospects for intervention to prevent obesity-related diseases. *Biochem Biophys Res Co*, 295, 207–222 (2002)

単行本

著者名, 題名, 書名(編者名), 最初と最後のページ, 出版社, 出版社の所在地(都市名), (出版年)の順に記載する。

- (1)平田 肇:細胞内シグナル伝達. 生化学・分子から病態まで(香川靖雄 編著), p102–145, 東京化学同人, 東京(2000)
(2)Lydyard, P., Grossi, P.: Cells involved in the immune response., Immunology, 5th ed. (Roitt, I., Brostoff, J., and Male, D. ed.), p2.1–2.18, Mosby, London (2000)

訳 本

訳者名(訳), 題名, 書名(監訳者名), 最初と最後のページ, 出版社, 出版社の所在地(都市名), (出版年), 原題名, 原書名(編者名), (出版年)の順に記載する。

- (1)佐久間慶子 訳:化学合成生物のエネルギー代謝. 細胞の世界, 5 版(村松正賓, 木南 凌 監訳), p368–444, 西村書店, 東京(2003):The World of the Cell, 5th ed. (Becker, W., Kleinsmith, L., Hardin, J.), (2001)

なお、参考文献の引用ならびに参考文献リストには Endnote などの文献管理ソフトを利用することを推奨する。

11. 図表は本文の後に表, 図の順に並べること。図表の挿入位置は本文中に「ここに図 X を挿入」などとして指示すること。

12. 表の表題は表の上につけ, 必要に応じて簡潔な脚注を添える。参照部分はアルファベット(上付きイタリック体)で示すこと。図の表題は図の下につけ, 必要に応じて本文を参照せずに図を理解できる程度の簡潔な説明文を加えること。

13. 数字は原則としてアラビア数字を用い, 数量の単位はできるかぎり SI 単位によること。

14. 校正は初校および再校について行う。初校は著者に送る。校正は単に誤植の訂正に止め, 文章の訂正, 内容の変更や添削は一切認めない。

附 記

- ① 原則として, 原稿提出期間は毎年 2 月 1 日～3 月末日までとするが, 編集の都合上編集委員会が変更することもある。

② 原則として毎年度内 1 回発行する。

附 則

令和 7 年 12 月 16 日 施行

日本栄養大学研究紀要への投稿著作物の著作権譲渡等同意書

本文書は、下記論文が日本栄養大学研究紀要（以下「研究紀要」）に掲載・公開されるにあたって著作権の譲渡等について同意と許諾を記録するためのものです。研究紀要是学校法人香川栄養学園日本栄養大学栄養科学研究所（以下「研究所」）により発行されています。本文書に署名することで、掲載される著作物に関する規約に記載されている内容に同意することとなります。

論文 論文タイトル	論文のタイトルを下記に記載してください。
--------------	----------------------

本文書は1名以上の研究者が論文執筆に関わっている場合に用います。論文執筆に関わった執筆者全員が下記欄に記入し署名する必要があります。

執筆者の詳細(論文責任者を含む)					
	本名	メールアドレス	所属	署名	日付
論文が 1 人以上によって執筆され、著作権を共同で所有している場合、全員が詳細を記入したうえで署名をしてください。					
全員の詳細を記入するうえで準備された欄が不足していた場合は、新たに付け加えて提出をしてください。					

1. 規約と条件

1. 日本栄養大学研究紀要(以下「研究紀要」)に論文等著作物を投稿した著者は、この文書の全ての条件に従うことに同意します。

2. 著作権の譲渡

1. 掲載が決まった論文等著作物(以下「著作物」)の著者は、著作物に対する著作権を香川栄養学園に譲渡し、研究所が著作物あるいはその一部を内容および著者の意図を変更しないで印刷物、インターネットやPDFなどのデジタル媒体/電子機器を介し、現在知られている、または今後発明されるものかを問わず、世界中のすべての形式およびメディアで公開、複製、配布することを許可することとします。
2. 著作権の譲渡は研究所が著作物を公開することを正式に承認した時点で効力が発生するものとし、著作物の著作権の法的保護期間に耐えるものとします。
3. 特別な事情により前各項が適用できない場合、著者は投稿時にその旨を栄養科学研究所研究紀要投稿窓口まで文書にて申し出る必要があります。その場合、著作物の取り扱いは著者と栄養科学研究所の間で協議により決定することとします。
4. 前各号にかかわらず、投稿された著作物が研究紀要に掲載されないことが決定した場合には、著作物の著作権は香川栄養学園から著者に返還されることとします。
5. 著者は自身の研究業績や発見、特許などに関する著作者人格権が常に認識されるよう主張できることとします。
6. 著作物が掲載された後も、著者は著作物で報告した自身の研究成果に対する説明責任を有することとします。

3. 著者個人による論文の公開

1. 著者は第3条により香川栄養学園に著作権が帰属することとなった投稿著作物を本条に定める限りにおいて利用することとします。
2. 著者は本条により投稿著作物を利用する場合、研究紀要投稿窓口に事前に書面で申し出を行い、投稿窓口から指示がある場合はその指示に従うこととし、利用した著作物の出典を明記することとします。
3. 著者は年報に掲載された著作物の最終稿を個人が所有するWebサイトや所属機関の紹介ページ、あるいはResearchmap、ResearchGate、LinkedInなどのWebサイト上で公開する権利を保持します。ただし、公開に当たっては出典を明記することとします。しかし、商業用サイトへの掲載あるいは営利目的での利用は認めないこととします。

4. 義務表明

著者はここに以下を表明し確約します：

- 1.1. 記載された各著者は、著作物に対する権利と本文書に同意する権利を有すること。
- 1.2. 掲載される著作物は、その全てあるいは一部が過去に発表されたことがないオリジナルのものであること。
- 1.3. 著作物には既存の著作権やライセンス、または第三者の知的財産権を侵害するものを含んでいないこと。

と。

- 1.4. 著作物には機密保持義務に違反したり、書面による同意なしに私的な情報や個人情報の開示がされたりしていないこと。
- 1.5. 著作物に含まれるすべての記述内容は事実であり、著作物に含まれる数式、手法あるいは同等の内容は、記述に正確に従えば、利用者に怪我や損害を引き起こさないこと。
- 1.6. 著作物には名誉を毀損する内容あるいはその他の違法な資料、また日本栄養大学および日本栄養大学栄養科学研究所を含む香川栄養学園研究所の評判を損なう資料が含まれていないこと。
- 1.7. 著作物内に明記されていない実際あるいは明らかな利益相反が存在しないこと。利益相反は利益（金銭的あるいはそれ以外）が論文の分析や結論、テーマの選択あるいはそれ以外に対する著者の客觀性あるいは独立性に過度な影響を及ぼして内容を妨げている、あるいは妨げると思われる場合に存在すると理解されています。
2. 著者が上記のいずれかに違反した場合、研究所香川栄養学園は著作物の掲載を取り消し利用できないものとし、また著者に対して必要な修正を加えることを要求する権利を有することとします。

5. 著作者人格権の不行使

1. 著作物の著者は、香川栄養学園から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承した者に対し、日本国著作権法第18条(公表権)、第19条(氏名表示権)及び第20条(同一性保持権)を行使しないものとします。

6. 著作権侵害及び紛争処理

1. 香川栄養学園に著作権が帰属した著作物について、第三者の著作権その他の権利および利益の侵害問題を生じさせた場合、香川栄養学園は当該著作物の公開を中止し、一切の責任は当該著者が負うものとします。
2. 香川栄養学園に著作権が帰属した著作物について、第三者による著作権侵害または侵害の疑いのある行為があった場合、研究所と著者が対応について協議し、解決を図るものとします。

7. 第三者の資料

1. 著者は著作物内で使用している第三者の資料について、以下の内容を確認します：
 - 1.1. 第三者の資料をあらゆる言語、形式およびメディアで再利用するため権利者から許諾を取得している、あるいは取得する予定であること。
 - 1.2. 著作物内の全ての資料の情報源に対する適切な承認がされていること。
2. 著者は上記第1項に基づいて取得した許諾を証明する書類のコピーを、研究所の要求に応じて著作物が掲載される前に提出すること。

8. その他

1. 本文書に含まれる情報は、記録保持の目的で保管されます。著者の名前は年報で複製され、印刷およびオンラインの索引付けおよび抄録サービスおよび書誌データベースに提供される場合があります。香川栄養学園研究所は個人データの収集、保持、保存、および使用において、個人情報保護法等該当する法律を遵

守します。

9. 全体としての合意

1. 本文書は、著作物に関する香川栄養学園研究所と著者との間における完全な合意を含み、書面または口頭に関わらず、関連するすべての以前の合意、取り決めおよび理解に優先します。香川栄養学園研究所と著者を代表して書面で署名が取り交わされない限り、本文書における条項の追加または変更は拘束力を持たないものとします。
2. 著者は、研究所香川栄養学園が譲渡された本論文の著作権のもとで、所有者および発行者としての義務のすべてまたは一部を履行する責任を負うことを認め、同意します。
3. 本文書は日本国の法律に準拠し、日本国の裁判所の専属管轄権に従うものとします。

1. Standard Terms and Conditions

1. The Author hereby agrees to be bound by all terms and conditions in this exclusive license to publish (LTP).

2. License

1. In consideration of publication of the Contribution, the Author hereby grants to Kagawa Education Institute of Nutrition (hereafter KEIN) an exclusive license to publish, distribute, and sell the Contribution or any part of it (without change the content of the Contribution and an intention of the Author) in all forms and media and in all languages throughout the world, whether print, digital/electronic, whether now known or hereinafter invented, and to grant sublicences of all translation and subsidiary rights.
2. The license shall commence upon the Institute's formal acceptance to publish the Contribution and shall endure for the legal term of copyright in in the Contribution.
3. If the above items cannot be applied due to special circumstances, the author must notify the Institute of Nutrition Science in writing at the time of submission. In that case, the handling of the work shall be decided by consultation between the author and the Journal.
4. Regardless of the previous issues, if it is decided that the submitted work will not be published in the Research Bulletin of Japan Nutrition University, the copyright of the work will be returned to the author from KEIN.
5. The Author hereby asserts his/her/their moral right always to be identified as the author of the Contribution.
6. Even after the work has been published, the Author retains responsibility to explain his/her/their research findings reported in the Contribution.

3. Author's right to open access the Contribution

1. The author shall be able to use the posted work whose copyright belongs to KEIN according to Article 3 as long as it is stipulated in this article.
2. When using a submitted work according to this article, the author shall make a written request to the Journal in advance. The author must follow the instruction if there is any from the Journal and specify the source of the used work.
3. The Author retains the non-exclusive, non-transferable, non-commercial right to re-use or deposit digital final versions of the Contribution to the Author's personal webpage, the Author's departmental/institutional repository, non-commercial subject repository such as Researchmap, ResearchGate and LinkedIn. However, the authors must clearly cite the Contribution.

4. Undertakings and Representations

The Author hereby undertakes and represents that:

- 1.1. each named Author has full authority and power to agree to this LTP;

- 1.2. the Contribution is original and has not been previously published in whole or in part;
 - 1.3. the Contribution contain nothing that infringes any existing copyright or license or any other intellectual property right of any third-party;
 - 1.4. the Contribution contain nothing that breaches a duty of confidentiality or discloses any private or personal information of any person without that person's written consent;
 - 1.5. all statements contained in the Contribution purporting to be facts are true and any formula, instruction or equivalent contained therein will not, if followed accurately, cause any injury or damage to the user;
 - 1.6. the Contribution do not contain any libellous or otherwise unlawful material, or any material which would harm the reputation of the Institute;
 - 1.7. there are no actual or apparent conflicts of interest connected to the Contribution that have not previously been declared. A conflict of interest is understood to exist if an interest (financial or otherwise) exerts or appears to exert undue influence on the analysis or conclusions in the Contribution, the choice of subject matter, or in any other way that impedes or appears to impede the Author's objectivity or independence.
2. In the event that the Author is in breach of any of these undertakings the Institute shall have the right to cease making the Contribution available and/or to require that the Author makes any necessary revisions to the Contribution.

5. Non-exercise of moral rights

1. The author shall not exercise Articles 18 (publication right) and 19 (Name display right) and Article 20 (right to maintain identity) of the Copyright Act of Japan to a third party who has obtained the right from KEIN and a person who has inherited the right from the third party.

6. Copyright infringement and dispute resolution

1. If a copyrighted work belonging to KEIN causes a problem of infringement of the copyright or other rights and interests of a third party, KEIN will suspend the publication of the copyrighted work. The author is responsible for all issues associated with the infringement.
2. If there is any copyright infringement or suspected infringement by a third party regarding the copyrighted work to KEIN, KEIN and the author will try to resolve the problem through discussion.

7. Third-party materials

1. The Author further confirms that for any other third-party material within the Contribution:
 - 1.1. licenses to re-use said content throughout the world in all languages and in all forms and media have or will be obtained from the rights-holders;
 - 1.2. appropriate acknowledgement to the original source of all such materials has been made; and
2. Copies of all licenses and/or release documentation acquired in accordance with Clause 5.1 above will, on request, to be forwarded to the Journal's editor prior to publication of the Contribution.

8. Miscellaneous

1. The information contained in this LTP will be held for record-keeping purposes. The names of the Author may be reproduced in the Journal and provided to print and online indexing and abstracting services and bibliographic databases. KEIN comply with applicable data protection and privacy laws in the collection, retention, storage, and use of personal data.

9. Entire Agreement

1. This LTP is made between, and contains the entire agreement between, KEIN and the Author concerning the Contribution and supersedes all related prior agreement, arrangements and understandings (whether written or oral). No addition to or modification of any provision of this LTP shall be binding unless it is in writing and signed on behalf of KEIN –and the Author.
2. The Author acknowledges and agrees that KEIN is responsible, at its discretion, for appointing ‘publisher’ to fulfil all or part of the proprietor’s and publisher’s obligations under this LTP, provided that any new ‘publisher’ appointed by the proprietor shall comply with the terms of this LTP.
3. This LTP is governed by the law of Japan and is subject to the exclusive jurisdiction of the Japanese courts.

* * * 表紙(参考) * * *

報文題目:

英文題目:

著者名(日本語): 著者 1¹、著者 2¹、著者 3²

著者名(ローマ字):

1. 所属機関および研究室名
2. 所属機関および研究室名

1. 所属機関および研究室の英訳名 (Affiliation)
2. 所属機関および研究室の英訳名 (Affiliation)

連絡者:

氏名:

所属機関および研究室名:

連絡先:

E-mail:

電話番号:

住所:

原稿枚数(本文()枚,図()枚,表()枚):

図のトレース希望の有無:

論文投稿のための確認用チェックシート

日本栄養大学研究紀要に論文を投稿する際には、以下のチェック項目を確認のうえ、論文担当者の署名入りの書類を原稿等と共に提出してください。

- 論文原稿のレイアウトが投稿規程に沿っている。
(上下左右の空白、フォントサイズ、1ページの行数、行番号など)。
- 表紙には題目、英文題目、日本語およびローマ字での著者名、所属研究室名とその英訳名、連絡者氏名とその所属名および連絡先、原稿枚数および図のトレース希望の有無が明記されている。
- 和文および英文で書かれた抄録(Abstract)が添付されている。※
※総説以外の原稿が該当
- 原稿は表紙、英文抄録および日本語訳、本文、参考文献リスト、表、図、写真の順となっている。
- 倫理審査委員会からの承認を含め、論文内に倫理的配慮に関する記載がある。
- 論文内に執筆者の利益相反に関する記載がある。
- 投稿前に校閲機関に校閲を依頼しその証明書が添付されている。※
※英語が母国語の共同執筆者が不在で執筆された英文論文が該当

投稿論文タイトル: _____

論文責任者: _____ 署名: _____ 日付: _____